

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2024年 6 月 10 日

焼津水産化学工業株式会社

静岡県焼津市小川新町五丁目 8-13
焼津水産化学工業株式会社
代表取締役社長 山田 潤

株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める事後開示書類)

当社は、2024 年 5 月 16 日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における決議に基づき、2024 年 6 月 10 日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める事後開示事項は以下のとおりです。

- 1 株式の併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）
2024 年 6 月 10 日
- 2 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第 182 条の 3 の規定による請求は行われませんでした。
- 3 会社法第 182 条の 4 の規定による請求に係る手続の経過
当社は、2024 年 5 月 20 日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたところ、会社法第 182 条の 4 の規定に基づき、2 名の株主から計 11,700 株につき株式買取請求がありました。
- 4 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
7 株
- 5 その他株式の併合に関する重要な事項
 - (1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、本臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
 - (2) 当社株式は、2024 年 6 月 6 日付で、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。
 - (3) 本株式併合により、当社の株主は Jump Life 株式会社のみとなっております。

以上